

消防予第 2 1 2 号
平成 1 8 年 5 月 3 0 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に
供する設備等に関する告示の公布及び特殊消防用設備等の総務大臣認定に
伴う関係告示の一部改正について

「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が
点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一
部を改正する件」([平成 1 8 年消防庁告示第 2 1 号](#))、「消防法施行令第 3 6 条の 2 第
1 項各号及び第 2 項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改
正する件」([平成 1 8 年消防庁告示第 2 2 号](#))、「消防設備士が行うことができる必要
とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定
める件の一部を改正する件」([平成 1 8 年消防庁告示第 2 3 号](#))、「消防用設備等試験
結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」([平成 1 8 年消防庁告示第 2 5 号](#))
及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票
の様式を定める件の一部を改正する件」([平成 1 8 年消防庁告示第 2 6 号](#))が平成 1
8 年 5 月 3 0 日付けで公布されました。

今回の改正は、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防
の用に供する設備等に関する省令」(平成 1 7 年総務省令第 4 0 号。以下「共住省令」
という。)に基づき、「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上
の基準」([平成 1 8 年消防庁告示第 1 7 号](#))、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及
び維持に関する技術上の基準」([平成 1 8 年消防庁告示第 1 8 号](#))、「住戸用自動火災
報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準」([平成
1 8 年消防庁告示第 1 9 号](#))を新たに定めるとともに、消防法(昭和 2 3 年法律第 1
8 6 号。以下「法」という。)第 1 7 条第 3 項に基づき、特殊消防用設備等の総務大
臣認定を行った結果を踏まえ、工事又は整備を行う者が消防設備士であることが必要
な特殊消防用設備等について整理し、関係告示の改正を行ったものです。

貴職におかれましては下記事項に留意され、その運用に十分配慮されるとともに、
各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内市町村に対しても周
知されるようお願いします。

記

- 1 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）の一部を改正する件について
共住省令において新たに規定された必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備）の点検を行う者に求める必要がある資格要件について定めたこと。
- 2 消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成16年消防庁告示第14号）の一部を改正する件について
 - （1） 共住省令において新たに規定された必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備の設置に係る工事又は整備については、消防設備士でなければ行ってはならないこととしたこと。
 - （2） 法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等のうち、「ドデカフルオロ - 2 - メチルペンタン - 3 - オンを消火剤とする消火設備」、「加圧防煙設備」及び「火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備」の設置に係る工事又は整備については、消防設備士でなければ行ってはならないこととしたこと。
- 3 消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成16年消防庁告示第15号）の一部を改正する件について
 - （1） 甲種消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類
甲種消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、共同住宅用スプリンクラー設備は第一類、共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備は第四類の甲種消防設備士としたこと。
 - （2） 乙種消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類
乙種消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、共同住宅用スプリンクラー設備は第一類、共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備は第四類の乙種消防設備士としたこと。
- 4 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第4号）の一部を改正する件について

- (1) 次に掲げる試験結果報告書の様式を一部改正したこと。
 - ア 別記様式第 2 1 「連結送水管試験結果報告書」を「連結送水管（共同住宅用連結送水管）試験結果報告書」に改めたこと。
 - イ 別記様式第 2 2 「非常コンセント設備試験結果報告書」を「非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）試験結果報告書」に改めたこと。
 - (2) 次に掲げる試験結果報告書の様式を新たに定めたこと。
 - ア 別記様式第 3 2 「共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書」
 - イ 別記様式第 3 3 「共同住宅用自動火災報知設備試験結果報告書」
 - ウ 別記様式第 3 4 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備試験結果報告書」
- 5 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)の一部を改正する件について
- (1) 次に掲げる点検の基準を新たに定めたこと。
 - ア 別表第 3 0 「共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準」
 - イ 別表第 3 1 「共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準」
 - ウ 別表第 3 2 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準」
 - (2) 次に掲げる点検票の様式を一部改正したこと。
 - ア 別記様式第 2 0 「連結送水管の点検票」を「連結送水管（共同住宅用連結送水管）の点検票」とする。
 - イ 別記様式第 2 1 「非常コンセント設備の点検票」を「非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の点検票」とする。
 - (3) 次に掲げる点検票の様式を新たに定めたこと。
 - ア 別記様式第 3 0 「共同住宅用スプリンクラー設備の点検票」
 - イ 別記様式第 3 1 「共同住宅用自動火災報知設備の点検票」
 - ウ 別記様式第 3 2 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検票」
- 6 施行期日
- 共住省令の施行期日と同様に、平成19年4月1日とすること。ただし、2(2)の特殊消防用設備等に関する事項は、公布の日から施行すること。

消防庁予防課

担当 : 伊藤、相葉、村上

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

E-Mail : aiba-i@fdma.go.jp